第 3 章　良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

（景観法第 8 条第 2 項第 3 号関係）

景観法に基づき、景観計画区域における行為の制限を定めます。

一定規模以上の建築等の行為を行う場合や計画地が景観形成地区内の場合は、計画段階で事前に、景観法に基づく市への届出が必要となります。

届出の流れは、以下のとおりで、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項を景観計画で定めることにより、市は、景観形成基準に適合するよう指導指針に基づいて、具体的な対処方法に係る指導・勧告・変更命令※を行うことができます。

※　変更命令は、景観形成地区に係る届出を除きます。
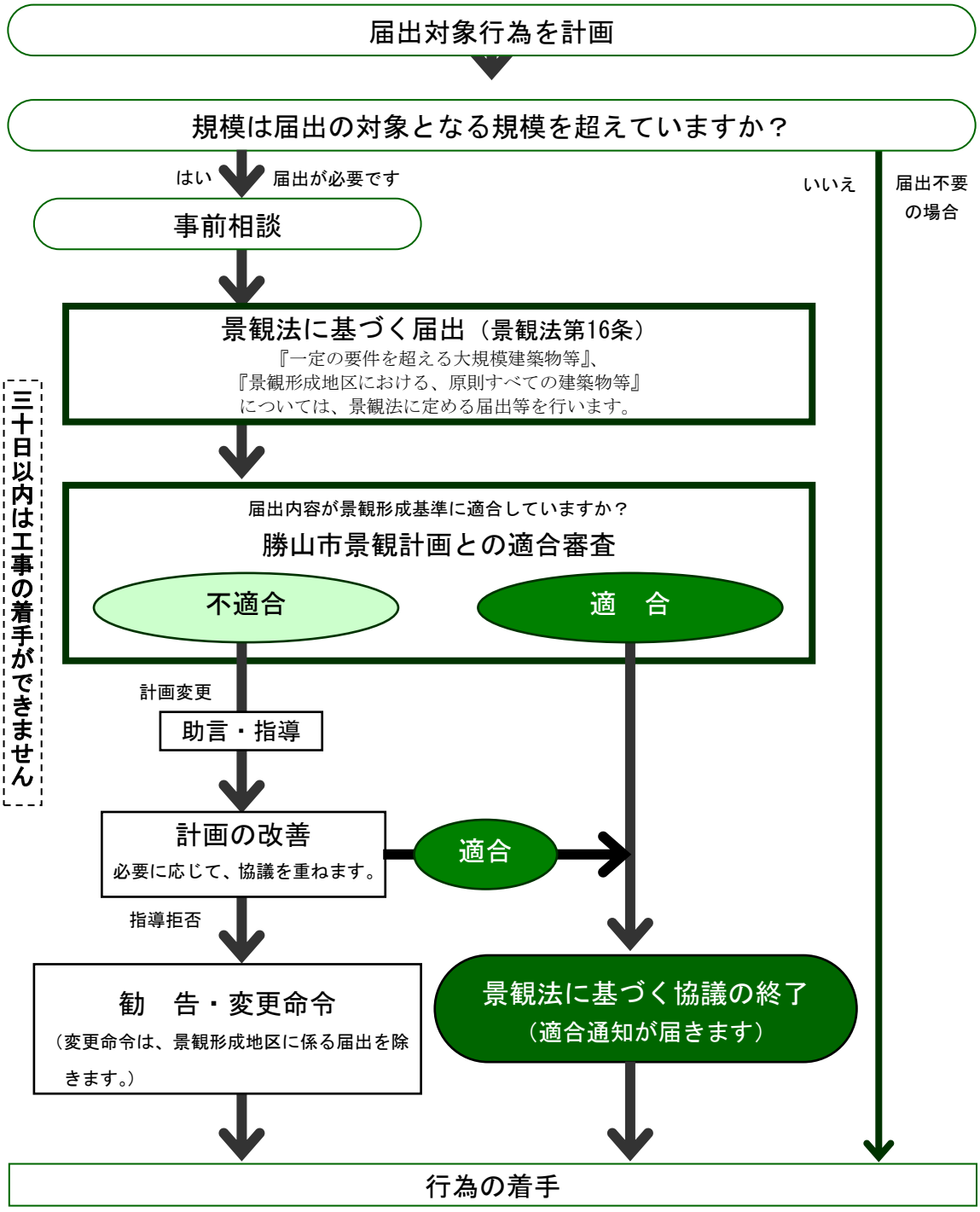
【景観形成に係る手続き】